

八代市公告 第 96 号

次の書類を、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示送達します。

なお、送達すべき書類は、保険料を徴収する市町村で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和8年9月11日

八代市長 小野 泰輔



公 示 送 達

送達すべき書類の名称	令和8年度後期高齢者医療保険料決定通知書
書類の送達を受けるべき者	
被保険者番号	被保険者氏名
6119986	野田 澄雄
6466577	坂田 三郎
6416333	倉光 友章
以下余白	